

第132回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

■ 会計監査人に関する事項	1
■ 業務の適正を確保するための体制および 当該体制の運用状況	2
■ 連結持分変動計算書	7
■ 連結注記表	8
■ 株主資本等変動計算書	24
■ 個別注記表	25

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

兼松株式会社

会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

2) 報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
	百万円	百万円
当 社	166	0
連 結 子 会 社	210	—
計	377	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 非監査証明業務に基づく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc. は、PwC Japan有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。（最終改定 2024年4月1日）

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

＜われらの信条＞

- ①伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ②会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ②コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- ③内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- ⑤反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「取締役会規程」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ②「文書保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保存する。
- ③当該「文書保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規程」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規程や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ②必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。

- ④ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規程」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」を定め、定例取締役会を原則1ヵ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。
- ④会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規程」を制定する。
- ⑤重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規程」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。
- ⑥業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規程」を定め、各部門および子会社を対象として、内部監査部による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規程に定める「関係会社運営に関する職務権限明細表」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- ②年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ②内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1ヵ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以 上

2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを適切に整備しております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

• コンプライアンスおよびリスク管理の状況

社長をはじめ各執行役員から当社従業員および当社子会社の役職員に向け、コンプライアンスの重要性、個々人の倫理観を確立する必要性について継続的に発信し、兼松グループコンプライアンスハンドブックおよびハラスメントハンドブックを利用しつつ、社内コンプライアンス研修での事例紹介、コンプライアンス違反の懸念を認知した場合の即時報告の徹底など、コンプライアンス意識の浸透と充実に引き続き取り組みました。

より一層の効率性・実効性のある業務統制とリスク管理を図るべく、職務権限規程をはじめとした社則等の社内ルールにつき、法令変更や外部環境の変化を踏まえて適宜改定を行いました。業務リスク管理上の施策としましては、情報セキュリティ意識向上を目的とした不審メール訓練、フィッシングメール開封および偽サイトへのアクセスに関する注意喚起等の実施により、当社が保有、保存する情報資産の重要性を説くとともに情報セキュリティへの更なる意識向上と社内周知・徹底を図りました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計3回開催し、当社および当社子会社における内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価という観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回開催し、当社グループ全体の内部統制・コンプライアンスやリスク管理に関する課題・情報を共有いたしました。

• 取締役等の職務遂行の状況

取締役会は、原則月1回、計19回開催し、経営理念、中長期戦略、コーポレート・ガバナンスなど、当社および当社グループの経営方針その他の重要事項を決定いたしました。

経営会議は、原則月2回、計25回開催し、取締役会が決定した経営方針に基づいて業務執行の指揮、指導にあたりました。案件審議会は、原則月2回、計21回開催し、重要案件について事前に審議した結果を決裁者に答申いたしました。

子会社の経営につきましては、当社に主管部門を定め、重要な事項について事前申請の承認や報告徴求を行いました。

兼松の企業理念のもと、事業活動を推進する未来志向の指針であるMission、Vision、Values（以下「MVV」という。）を策定いたしました。また、MVVの策定に際し、中期経営計画「integration 1.0」で掲げた目指す姿「効率的かつ持続可能なサプライチェーンの変革をリードするソリューションプロバイダー」をVision に位置づけるとともに、「integration 1.0」を「integration 1.1」へアップデートいたしました。これは、中期経営計画の基本的な枠組みや目標を変更するものではなく、目指す姿（Vision）の実現に向けた取組みを、これまで以上に力強く推進するための進化であります。

• 監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、取締役の職務執行を監査するにあたり、代表取締役その他の取締役および執行役員・部長その他の従業員から適宜業務執行やリスク管理状況についての報告を受け、またすべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席しました。また、主要なグループ会社の代表取締役から業務執行等について報告を受け、それらの会社の監査役等とも、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談の場を通じ適宜の情報共有を行いました。

内部監査部門である内部監査部は、内部監査と監査役監査との連携を図るべく、監査役との定期的な面談を実施し、子会社監査を含めた内部監査の年次計画、実施状況、監査結果等について説明しました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、ならびに当社の業績や財政状態に影響を与える事項、監査上の主要な検討事項等について意見交換することを通じて、会計監査人の取締役からの独立性の確認や会計監査人の体制・業務品質の評価を行いました。

連結持分変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 在外営業活動体の 換算差額	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産
2025年4月1日残高	27,781	248	123,009	△2,429	13,708	11,843
当期利益			32,523			
その他の包括利益					3,103	6,201
当期包括利益	—	—	32,523	—	3,103	6,201
配当金			△9,147			
非支配持分株主に対する配当金						
自己株式の取得				△1		
自己株式の処分		△34		194		
子会社の支配喪失に伴う変動						
非支配持分株主との資本取引		△23				
株式報酬取引		△55				
非支配持分株主に付与されたプット・オプション		△482				
所有者との取引額合計	—	△595	△9,147	192	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		346	△346			
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			1,149			△682
2026年3月31日残高	27,781	—	147,188	△2,237	16,812	17,363

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社の所有者 に帰属する持分 合計		
	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	確定給付制度 の再測定	その他の資本の 構成要素合計			
2025年4月1日残高	△220	—	25,332	173,942	14,185	188,128
当期利益			—	32,523	725	33,249
その他の包括利益	1,702	467	11,475	11,475	982	12,457
当期包括利益	1,702	467	11,475	43,999	1,708	45,707
配当金			—	△9,147		△9,147
非支配持分株主に対する配当金			—	—	△811	△811
自己株式の取得			—	△1		△1
自己株式の処分			—	160		160
子会社の支配喪失に伴う変動			—	—	△24	△24
非支配持分株主との資本取引			—	△23	25	2
株式報酬取引			—	△55		△55
非支配持分株主に付与されたプット・オプション			—	△482		△482
所有者との取引額合計	—	—	—	△9,550	△810	△10,360
利益剰余金から資本剰余金への振替			—	—		—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△467	△1,149	—		—
2026年3月31日残高	1,482	—	35,658	208,391	15,083	223,474

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1-1 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSにて要請される記載および注記の一部を省略しております。

1-2 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 105社

主要な連結子会社の名称

兼松エレクトロニクス(株)、兼松コミュニケーションズ(株)、兼松サステック(株)、

(株)兼松ケージーケイ、兼松ペトロ(株)、新東亜交易(株)、Kanematsu USA Inc.

(注)兼松トレーディング(株)（現HKGトレーディング(株)）につきましては、2025年4月1日付で当社が保有する全株式（100%）を譲渡したため、連結範囲から除外いたしました。

1-3 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 25社

主要な持分法適用会社の名称

ホクシン(株)、グローバルセキュリティエクスパート(株)

1-4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 金融資産

金融資産は、その当初認識時に損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産および償却原価で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しております。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 負債性金融商品

次の条件がともに満たされる負債性金融商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を損益に振り替えております。

(b) 資本性金融商品

損益を通じて公正価値で測定することとされた金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、損益には振り替えておりません。なお、配当については配当が明らかに投資原価の一部回収である場合を除き、損益として認識しております。

(iii) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に損益で認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を損益として認識しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、主として移動平均法による取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い額で測定しております。

③ 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

④ のれんおよび無形資産

(i) のれん

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

(ii) 無形資産

当社グループは、無形資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額をもって計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値としております。自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす自己創設無形資産は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

⑤ 非金融資産の減損

当社グループは、期末日において、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを判定し、減損の兆候が存在する場合には、当該資産またはその資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産については毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しております。個別資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産は回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

過年度にのれん以外の資産について認識した減損損失については、期末日において、認識した減損損失がもはや存在しない、または減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産またはその資産の属する資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を認識しなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、帳簿価額を回収可能価額まで増額し、減損損失の戻入を認識しております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻し入れておりません。

なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額を帳簿価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っております。見積耐用年数は、概ね次のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械、運搬具及び工具器具備品 4～20年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は期末日において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産は、発生年度より見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。見積耐用年数は、主としてソフトウェアの5年であります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却方法、耐用年数および残存価額は期末日において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

③ 使用権資産

使用権資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を取得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間または、見積耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前の割引率を用いて割り引いた金額で引当金を計上しております。

(4) 収益の計上基準

① 収益の認識方法

当社グループは、顧客との契約から生じる収益について、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しており、特に履行義務の識別における本人か代理人かの検討や履行義務を充足する時点に関する判定には、連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える判断が含まれております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

単一の契約に複数の識別可能な履行義務がある場合、その取引を履行義務ごとに分割し、履行義務ごとに収益を認識しております。また、複数の契約を一体として考えないと経済の実態を示さない場合、複数の契約を結合して収益を認識しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、当社グループの約束の性質が、特定された財またはサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しております。一方、特定された財またはサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として、手数料等の額で純額にて収益を認識しております。

本人か代理人かの検討を行う際は、以下の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社グループが、契約履行の主たる責任を有しているか。
- ・顧客が財を注文した前後において、出荷中にも返品時にも、当社グループが在庫リスクを有しているか。
- ・当該他の当事者の財またはサービスの価格の設定において、当社グループに裁量権があるか。

当社グループは、収益を顧客との契約において約束された対価に基づき測定しておりますが、重要な変動対価はありません。

また、取引対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 収益の認識時点

当社グループは、ICTソリューション、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラントおよび車両・航空の5セグメントにおいて、主に情報・通信関連機器やセキュリティ機器、携帯通信端末、穀物、畜水産物、石油製品、航空・艦船関連製品等の販売を行っております。多くの場合、これらの物品の販売は、引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、主にICTソリューションセグメントにおける情報・通信システムの保守・運用等の役務提供取引については、一定期間にわたり、個々の契約の履行義務が充足されるにつれて収益を認識しております。

(5) リースの計上基準

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合に、当該契約はリースであるまたはリースを含んでいると判断しております。リースまたはリースを含んだものである契約について、リース負債および使用権資産を認識しております。

リース負債は、リース契約の開始日において、支払われていないリース料をリースの計算利率または当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や支払われたリース料を反映するよう帳簿価額を増減しております。また、リース期間の改訂やオプション判定の変更等があった場合も、帳簿価額に反映するようにリース負債を再測定いたします。リース期間は、リースの解約不能期間にリース期間を延長するオプションおよび解約するオプションを考慮して決定しております。

使用権資産は、リース契約の開始日におけるリース負債の当初測定額に、当初直接コスト、原状回復費用等を調整した取得原価で測定しており、開始日からは使用権資産の経済的耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか短い期間にわたり定額法にて償却しております。

なお、当社グループは、リース期間が12ヵ月以内の短期リースについては認識の免除を適用し、リース負債および使用権資産を認識せず、主としてリース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

当社グループがリースの貸手側の場合、リースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類し、次のとおり処理しております。

① ファイナンス・リース

ファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて移転するリースであります。当社グループは、リース開始日に、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産を連結財政状態計算書で認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として計上しております。

② オペレーティング・リース

オペレーティング・リースは、ファイナンス・リース以外のリースであります。当社グループは、オペレーティング・リースに係る資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法または他の規則的な基礎のいずれかに基づき認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨換算

(i) 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで各社の機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。貨幣性項目の為替換算差額は、発生する期間の損益で認識しております。外貨建の取得原価により測定する非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の公正価値により測定する非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

非貨幣性項目の為替換算差額は、非貨幣性項目に係る利得または損失をその他の包括利益に認識する場合には、当該利得または損失の為替部分はその他の包括利益に認識し、非貨幣性項目に係る利得または損失を損益に認識する場合には、当該利得または損失の為替部分は損益で認識しております。

(ii) 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、取得により発生したのれんおよび公正価値の調整額を含め、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均レートで換算しております。

換算により生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額の累計額は処分時に損益に振り替えております。

② デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスクおよび商品価格変動リスクをヘッジするために、先物為替予約取引や商品先物・先渡取引などのデリバティブ取引を行っております。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係ならびにヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略の公式な指定および文書化を行っております。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質、およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれております。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジ指定されていた会計期間を通じて実際に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は、次のとおり処理しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、損益として認識しております。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累積額は、その他の資本の構成要素に含めております。また、ヘッジ効果が有効でない部分は、損益として認識しております。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える会計期間において、その他の資本の構成要素から損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていない場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。その他の資本の構成要素に累積された金額はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に認識しております。ただし、予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、即時にその他の資本の構成要素から損益に振り替えております。

(iii) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、損益として認識しております。

③ 退職給付に係る負債

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いております。確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付資産の純額を当該確定給付制度の積立超過額あるいは資産上限額（アセットシーリング）のいずれか低い金額で測定しております。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建の、優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

退職給付制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の変動部分は、当該費用を即時に損益で認識しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額の再測定による増減を即時にその他の包括利益で認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。

④ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

⑤ 非支配持分株主に付与されたプット・オプション

当社グループは、非支配持分株主に対して付与した子会社株式の売建プット・オプションについて、その行使金額の現在価値をその他の金融負債として当初認識するとともに、同額を資本剰余金から減額しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定するとともに、その事後的な変動額を資本剰余金として認識しております。

⑥ 売却目的で保有する資産

非流動資産または処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく、主に1年以内に売却取引により回収される場合は、当該資産または処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産および流動負債に振り替えております。

売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しております。

1-5 重要な会計上の見積り

(1) のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
のれん	17,011
キャリアショップ運営権	16,906

当連結会計年度では、5百万円ののれん減損損失を認識しております。のれん減損損失は、連結損益計算書において「その他の費用」に含まれております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

キャリアショップ運営権は、当社の連結子会社がモバイル事業の取得時に認識した耐用年数の確定できない無形資産であります。

のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産の測定方法については、連結注記表「1-4 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 ④のれんおよび無形資産」および連結注記表「1-4 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 ⑤非金融資産の減損」に記載しております。

のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産の減損テストは、資金生成単位に分けて実施しており、その回収可能価額は、経営者によって承認された最長5年間の将来計画および成長率を基礎とする使用価値に基づき算定しております。資金生成単位グループは、事業の性質に基づき、地域性などを勘案した、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループであります。

使用価値の算定に用いられた主要な仮定は、当該期間にわたる売上総利益の変動、成長率および割引率であり、成長率はこれらの資金生成単位グループが属する国の名目GDP成長率予測や長期の平均成長率等を勘案して決定しております。

(2) 金融商品の公正価値測定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

公正価値で測定された金融資産は、連結注記表「4. 金融商品に関する注記」に記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「1-4 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 ①金融資産」および連結注記表「4. 金融商品に関する注記」に記載しております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 債務の担保に供している資産

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
担保提供資産	
その他の金融資産（非流動）	25
有形固定資産	759
合計	785
担保付債務	
借入金（流動）	349
借入金（非流動）	146
合計	495

② 取引保証金等の代用として供している資産

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
取引保証・信認金代用分	
その他の投資	899
合計	899

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権等の流動資産から直接控除した損失評価引当金

116百万円

営業債権及びその他の債権等の非流動資産から直接控除した損失評価引当金

1,691百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額

51,849百万円

(4) 保証債務

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
持分法適用会社に対する債務保証	1,077
第三者に対する債務保証	1,378
合計	2,456

(注)「第三者に対する債務保証」には、1,378百万円を支払限度とする保険契約を締結している債務保証が含まれております。

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

169,000,404株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年5月23日取締役会	普通株式	4,422百万円	52.50円	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年10月31日取締役会	普通株式	4,843百万円	57.50円	2025年9月30日	2025年12月2日

(注) 1. 上記の配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金（2025年5月23日取締役会決議分58百万円、2025年10月31日取締役会決議分58百万円）が含まれております。

2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記については、株式分割前の株式数を基準に算定しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年5月25日取締役会	普通株式	利益剰余金	5,769百万円	34.25円	2026年3月31日	2026年6月10日

(注) 2026年5月25日取締役会決議予定の配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金69百万円が含まれております。

4. 金融商品に関する注記

4-1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債により資金を調達しております。社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）および事業投資資金等があります。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、リスク管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の投資は主としてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産であり、四半期ごとに公正価値の把握を行っております。

また、営業取引に付随する為替変動リスクや取扱商品の価格変動リスクをヘッジするため、当社の規程・運用方針に従い、原則として実需の範囲でデリバティブ取引を行っております。

4-2 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品の種類別の帳簿価額、公正価値については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
営業債権及びその他の債権	474	474
その他の投資		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,168	3,168
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	45,325	45,325
差入保証金	6,519	6,519
その他の金融資産		
償却原価で測定する金融資産	650	650
デリバティブ金融資産	5,440	5,440
合計	61,580	61,580
金融負債		
社債及び借入金	88,673	87,725
長期預り保証金	1,458	1,458
デリバティブ金融負債	2,574	2,574
合計	92,706	91,758

なお、償却原価で測定する金融商品のうち、流動資産・流動負債に分類される営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、社債及び借入金、およびその他の金融負債の帳簿価額は公正価値に近似しているため、上表には含めておりません。

4-3 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

当社グループは、資産または負債の公正価値を測定する際に、入手可能な限り、市場の観察可能なデータを用いております。公正価値は、用いられる評価技法へのインプットに基づいて、次の3つのヒエラルキーレベルに区分されます。

レベル1：測定日において当社グループがアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の直接に、または間接に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分析

償却原価で測定する金融商品のうち非流動に分類される金融資産および金融負債、ならびに経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、次のとおりであります。なお、非経常的に公正価値で測定している金融資産および金融負債はありません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度末 (2026年3月31日)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
営業債権及びその他の債権	—	474	—	474
その他の投資				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	—	3,168	3,168
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産	25,135	7	20,183	45,325
差入保証金	—	6,519	—	6,519
その他の金融資産				
償却原価で測定する金融資産	—	650	—	650
デリバティブ金融資産				
為替取引	—	5,228	—	5,228
商品取引	210	2	—	212
合計	25,345	12,881	23,352	61,580
金融負債				
社債及び借入金	—	87,725	—	87,725
長期預り保証金	—	1,458	—	1,458
デリバティブ金融負債				
為替取引	—	1,757	—	1,757
商品取引	724	91	—	816
合計	724	91,033	—	91,758

上記の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

① 営業債権及びその他の債権

その将来キャッシュ・フローを、期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② その他の投資

上場株式については、主として活発な市場の価格によっており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。ただし、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないものについては、レベル2に区分しております。

非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しております。

非上場株式の公正価値の評価方針および手続の決定は当社において行っており、評価モデルを含む公正価値測定については、個々の株式等の発行体の事業内容に関する情報や事業計画を入手し、類似上場企業等を定期的に見直しております。

③ 差入保証金

その将来キャッシュ・フローを、期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ その他の金融資産

償却原価で測定する金融資産

その将来キャッシュ・フローを、期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 社債及び借入金

社債については、市場価格に基づき算定しております。

借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ 長期預り保証金

その将来キャッシュ・フローを、期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦ デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債

通貨関連デリバティブ

為替予約取引については、期末日の先物為替相場に基づき算出しております。

商品関連デリバティブ

商品先物取引については、期末日現在の取引所の最終価格により算定しております。商品スワップ取引については、一般に公表されている期末指標価格に基づいて算定しております。

なお、デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債については、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分される商品先物取引を除き、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

(3) 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される経常的な公正価値測定

経常的に公正価値で測定している金融資産および金融負債のうち、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されるものの増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		
	その他の投資		合計
	純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	その他の包括利益を 通じて公正価値で測定 する金融資産	
期首残高	2,962	16,294	19,257
利得または損失合計			
純損益(注)	58	—	58
その他の包括利益	—	4,815	4,815
購入	71	309	381
売却	—	△510	△510
為替換算差額	75	—	75
連結範囲の異動による増減	—	△725	△725
その他	—	0	0
期末残高	3,168	20,183	23,352

(注) 連結損益計算書において「その他の金融収益」および「その他の金融費用」に含めております。

(4) 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される金融商品に関する定量的情報

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分される経常的に公正価値測定された重要な資産に関する定量的情報は、次のとおりであります。

区分	公正価値 (百万円)	評価手法	重要な観察不能 インプット	インプット 値の 加重平均
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	566	割引キャッシュ・フロー 法	割引率	3.2%
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	2,602	純資産価値に基づく 評価技法	—	—
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	20,155	類似会社の市場価格に 基づく評価技法	PBR倍率 非流動性ディスカウント	2.8倍 30.0%
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	28	純資産価値に基づく 評価技法	—	—

非上場株式の公正価値測定で用いた重要な観察不能インプットは、割引率、非流動性ディスカウントならびにPBR倍率です。割引率の著しい増加（減少）は、公正価値の著しい低下（上昇）を生じることとなります。非流動性ディスカウントの著しい増加（減少）は、公正価値の著しい低下（上昇）を生じることとなります。PBR倍率の著しい増加（減少）は、公正価値の著しい上昇（低下）を生じることとなります。

5. 収益認識に関する注記

5-1 収益の分解情報

当社グループは、「ICTソリューション」、「電子・デバイス」、「食料」、「鉄鋼・素材・プラント」、「車両・航空」の5つを報告セグメントとしております。当社グループは、顧客との契約から生じる収益を主要な財またはサービスに応じて、電子・デバイスを「モバイル」、「その他」、鉄鋼・素材・プラントを「エネルギー」、「その他」に分解しております。これらの分解した収益と各報告セグメントの収益との関連は、次のとおりであります。

それぞれの収益の会計処理の方法は、連結注記表「1-4 会計方針に関する事項 (4) 収益の計上基準」における記載と同一であります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
ICTソリューション	110,546
電子・デバイス	
モバイル	214,063
その他	92,830
食料	358,866
鉄鋼・素材・プラント	
エネルギー	95,146
その他	74,009
車両・航空	119,845
報告セグメント合計	1,065,309
その他	1,899
顧客との契約から認識した収益合計	1,067,209
その他の源泉から認識した収益	455
合計	1,067,665

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号「リース」等に基づき認識した収益が含まれております。

5-2 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1-4 会計方針に関する事項 (4) 収益の計上基準」に記載しております。

5-3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債に関する情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年4月1日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	247,581	251,601
契約資産	593	2,499
契約負債	12,506	20,196

契約資産は主に、報告日時点で完了しているが、まだ請求していない履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関するもので、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。なお、契約資産は連結財政状態計算書上、その他の流動資産に含めております。

契約負債は主に、情報・通信システムの保守・運用取引のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価であり、保守期間または保証期間の履行義務の充足に伴って取り崩され、収益として認識しております。また、物品販売取引で商品の引渡時点で収益を認識する取引において、既に受領した対価の一部についても契約負債として計上しております。契約負債は連結財政状態計算書上、その他の流動負債に含めております。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、7,432百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、主に情報・通信システムの保守・運用取引や、航空・艦船関連製品等の物品販売取引にかかわるもので、その充足時期は、次のとおりであります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引は含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
1年以内	21,566
1年超2年以内	4,575
2年超3年以内	10,374
3年超4年以内	1,945
4年超5年以内	612
5年超	156
合計	39,230

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,252.27円 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属） | 195.52円 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属） | 194.77円 |

(注) 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分の算定に用いられた当連結会計年度末発行済株式数および1株当たり当期利益の算定に用いられた期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するほか、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当連結会計年度末2,020,800株、期中平均株式数2,090,753株）を控除して算定しております。

2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）」および「希薄化後1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）」を算定しております。

株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	27,781	26,887	0	26,888	131	1,836	59,031	60,999	△2,422	113,246
当期変動額										
剰余金の配当				—			△9,265	△9,265		△9,265
当期純利益				—			19,208	19,208		19,208
自己株式の取得				—				—	△1	△1
自己株式の処分				—				—	194	194
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—				—		—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	9,943	9,943	192	10,135
当期末残高	27,781	26,887	0	26,888	131	1,836	68,974	70,942	△2,229	123,381

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,912	△204	4,708	117,954
当期変動額				
剰余金の配当			—	△9,265
当期純利益			—	19,208
自己株式の取得			—	△1
自己株式の処分			—	194
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,121	1,625	3,746	3,746
当期変動額合計	2,121	1,625	3,746	13,881
当期末残高	7,034	1,420	8,454	131,835

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ・満期保有目的の債券…償却原価法によっております。
- ・子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法によっております。
- ・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1-2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

1-3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

(3) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役・執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付に係る支給見込額に基づき計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

1-4 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

当社は、顧客との契約から生じる収益について、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しており、特に履行義務の識別における本人か代理人かの検討や履行義務を充足する時点に関する判定には、計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える判断が含まれております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

単一の契約に複数の識別可能な履行義務がある場合、その取引を履行義務ごとに分割し、履行義務ごとに収益を認識しております。また、複数の契約を一体として考えないと経済的実態を示さない場合、複数の契約を結合して収益を認識しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、当社の約束の性質が、特定された財またはサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しております。一方、特定された財またはサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として、手数料等の額で純額にて収益を認識しております。

本人か代理人かの検討を行う際は、以下の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社が、契約履行の主たる責任を有しているか。
- ・顧客が財を注文した前後において、出荷中にも返品時にも、当社が在庫リスクを有しているか。
- ・当該他の当事者の財またはサービスの価格の設定において、当社に裁量権があるか。

当社は、収益を顧客との契約において約束された対価に基づき測定しておりますが、重要な変動対価はありません。

また、取引対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 収益の認識時点

当社は、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラントおよび車両・航空の4セグメントにおいて、主に半導体製造装置や電子部品・材料、穀物、畜水産物、鉄鋼製品、石油製品、車載部品、航空関連製品等の販売を行っております。多くの場合、これらの物品の販売は、引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

1-5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

商品関連……商品先物取引、商品先渡取引

為替関連……為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

(ヘッジ対象)

商品関連……商品売買に係る予定取引

為替関連……外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、営業活動および財務活動における商品の価格変動リスクおよび為替変動リスク等の市場リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のそれぞれの相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、相関関係を検証する方法によっております。

⑤その他

取引部門とは独立した管理部門により管理を行っております。また、規程による所定の報告を定期的に行っております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(市場価格のない株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券のうち、非上場株式 9,186百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

市場価格のない非上場株式については、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの非上場株式のうち、投資先の超過収益力を反映した価額で取得した株式については、超過収益力等が見込めなくなったときには、減損処理を行うこととしております。

なお、非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力等について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通し、資金調達の状況等を総合的に勘案して検討しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の時価の下落または投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失または帳簿価額の回収不能が生じ、翌事業年度において減損処理が必要となる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産および担保に係る債務は、2026年3月末時点で残高はありませんが、投資有価証券846百万円を取引保証および信託金等の代用として、差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,457百万円

(3) 保証債務

次の各社の金融機関等からの借入金等および商取引に対し、保証を行っております。

Kanematsu (China) Co., Ltd.	4,877百万円
Kanematsu (Singapore) Pte. Ltd.	1,536百万円
KG Agri Products, Inc.	1,467百万円
PT Alam Energy Renewables	1,069百万円
Kanematsu (Thailand) Ltd.	714百万円
その他	1,245百万円
計	10,910百万円

(4) 受取手形割引高	4,011百万円
(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	25,375百万円
短期金銭債務	84,785百万円
長期金銭債務	142百万円
(6) 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	49,525百万円
未着商品	15,633百万円
仕掛品	218百万円
計	65,377百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

収益	76,485百万円
仕入高	72,561百万円
営業取引以外の取引高	20,144百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	2,555,148株
------	------------

- (注) 1. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 自己株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（当事業年度期首1,107,200株、当事業年度末2,020,800株）を含めております。また、株式分割により当事業年度に増加した自己株式数に含まれる役員向け株式交付信託が保有する株式数は1,010,400株、減少した自己株式数に含まれる役員向け株式交付信託が交付した株式数は96,800株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、投資有価証券評価損否認額および税務上の繰越欠損金、貸倒引当金損金算入限度超過額等であり、評価性引当額を控除しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(2) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 6	科 目	期末残高 (注) 6
子会社	兼松食品(株)	(所有) 直接：100.00%	当社販売先 役員の兼任	商品の販売(注) 1	37,314	売 掛 金	8,561
	兼松エレクトロニクス(株)	(所有) 直接：100.00%	資金の運用 役員の兼任	資金の預り(注) 3	1,205	預 り 金	34,470
				利息の支払(注) 2	110	—	—
	ケー・イー・エルテクニカルサービス(株)	(所有) 間接：100.00%	資金の運用 役員の兼任	資金の預り(注) 3	619	預 り 金	11,745
				利息の支払(注) 2	37	—	—
	日本オフィス・システム(株)	(所有) 間接：100.00%	資金の運用 役員の兼任	資金の預り(注) 3	762	預 り 金	4,741
				利息の支払(注) 2	14	—	—
	兼松サステック(株)	(所有) 直接：100.00%	資金の運用 役員の兼任	資金の預り(注) 3	1,194	預 り 金	5,902
				利息の支払(注) 2	17	—	—
	新東亜交易(株)	(所有) 直接：100.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 3	400	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	4,900
				利息の受取(注) 2	91	—	—
	兼松フューチャーテクノロジーソリューションズ(株)	(所有) 直接：100.00%	資金の援助 役員の兼任	資金の返済(注) 3	199	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	5,857
				利息の受取(注) 2	70	—	—
	Kanematsu USA Inc.	(所有) 直接：100.00%	海外現地法人 当社仕入先 役員の兼任	商品の仕入(注) 4	47,379	輸入荷為替手形	7,830
						買 掛 金	260
	Kanematsu (China) Co., Ltd.	(所有) 直接：100.00%	海外現地法人 債務保証 役員の兼任	債務保証(注) 5	4,877	—	—
				保証料の受入(注) 5	23	—	—

<取引条件および取引条件の決定方針等>

- (注) 1. 商品の販売については、市場実勢価格を勘案して、交渉のうえ、価格を決定しております。
2. 資金の貸付・預りについては、市場金利をベースに利率を決定しております。
3. 資金の貸付・預り・返済については、「キャッシュマネジメントシステム」に係るものであり、取引金額は純増減額を記載しております。
4. 商品の仕入については、市場実勢価格を勘案して、交渉のうえ、価格を決定しております。
5. 債務保証は同社の借入金等に対して、保証を行ったものであり、取引実勢を勘案して保証料を決定しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1－4 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	792.07円
(2) 1株当たり当期純利益	115.45円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末発行済株式数および1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するほか、役員向け株式交付信託が所有する当社株式(当事業年度末2,020,800株、期中平均株式数2,090,753株)を控除して算定しております。

2. 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。